

人を対象とする研究倫理審査への申請について

人を対象とする研究においては、対象者の人権尊重になお一層の慎重を期する必要があるため、「桃山学院大学研究倫理規準」の趣旨に基づいて「人を対象とする研究倫理審査に関する内規」および「人を対象とする研究ガイドライン」を定めます。

人を対象とする研究がこのガイドラインに合致するかの審査を求める研究者は、研究倫理委員会に研究倫理審査を求めることができます（「桃山学院大学研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程」第6条第4号および「人を対象とする研究倫理審査に関する内規」参照）。

詳しくは学長室（学部事務担当）へお問い合わせください。

受付窓口

担当者 学長室（学部事務担当）
住所 〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1
電話 0725-54-3131（代） ※ 平日 9:00~17:00
FAX 0725-54-3202
E-mail gakubuop@andrew.ac.jp

申請書式

人を対象とする研究倫理審査申請書（※Mドライブ参照）

関連規程（※本学のホームページを参照）

- ・ 桃山学院大学研究倫理規準
- ・ 桃山学院大学研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程
- ・ 人を対象とする研究倫理審査に関する内規
- ・ 人を対象とする研究ガイドライン
（人を対象とする研究ガイドラインに基づく倫理審査チェック用フローチャート）